

所得金額

和サかき世紀	#4X1			
給与等の収入金額 の合計額	給与所得金額	給与等の収入金額 の合計額	給与所	导金額
551,000円未満	O円	1,628,000円~ 1,799,999円	収入金額÷4	K×2.4+ 100,000円
551,000円~	収入金額 -550,000円	1,800,000円~	※1,000円未 満は切り捨て	K×2.8- 80.000円
1,619,000円~	1,069,000円	3,600,000円~ 6,599,999円	(算出金額=K)	K×3.2-
1,620,000円~ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円~ 8,499,999円	収入金額×0.9 F	-1,100,000 }
1,622,000円~ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以	収入金額一1.	050 000E
1,624,000円~ 1,627,999円	1,074,000円	上	*X八壶朗一1;	530,000F3

【公的年金所得金額計算表】

受給者 の年齢	公的年金等の 収入金額の合 計額(A)	公的年金 所得金額	受給者 の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金 所得金額
	60万円以下	用 (円)		110万円以下	用 (円)
65歳未満の	60万円超 130万円未満	(A)-60万円	65歳以上の 人(昭和34年)	110万円超 330万円未満	(A) 110万 円
人(昭和34年	130万円以上	(A)×0.75-		330万円以上	(A)×0.75-
1月2日以降	410万円未満 410万円以上	10万円未満 1 27万5千円		410万円未満 410万円以上	27万5千円 (A)×0.85-
主动机	770万円未満 68万5千円		生まれ)	770万円未満	68万5千円
	770万円以上	(A) × 0.95-		770万円以上	(A)×0.95-
	1,000万円未満	145万5千円		1,000万円未満!	145万5千円

所 得 控 除 $_{\%}$ $_{(7)}$ $_{\sim}$ $_{(12)}$ については前年の12月31日(年の途中に死亡した場合は、その死亡の日)の現況によって判断します。

		(7) ~ (12) については前年の12月31日(年の途中に死亡した場合は、その死亡の日)の境況によって判断します。								
(1)	維揚控除	① 損失額 保険金・	(7) 障 書	号者 控除	26万円	ោき者については30万 同居している場合は5				
(1)	#EIPHIEDS	② 災害関連支出の金額-5万円 控除額 控除額		B・ひとり 親控除	26万円 ただし、ひとり親については30万円					
		前年中に支払った			本人が学生・生	徒などである場合に招	診除されます。ただし			
		医療費の額から保険 - 当額又は10万円のいずれか少 = 医療費担除額	(9) 勤労	学生控除		75万円超の人や、勤				
		金等で補てんされた 額を差し引いた金額 ない金額 (限度額200万円)			10万円超の人に	は控除を受けられません	h.			
(2)	医療費控除	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
		※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合(セルフメディケーション税制)			納税義務者の			950万円超		
		医療費特除額	(10) 配付	禺者控除	合計所得金額	900/313421-	950万円以下 1.	000万円以下		
		特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 (限度額88,000円)			控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円		
(3)	社会保險料抑除	社会保険料の支払額			老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		
(3)	社会保険料控除	社会体候科の文仏閣								
(4)	小規模企業共	支払った掛金の全額								
	済等掛金控除				納税義務	全郊	900万円超	950万円超		
		前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料、個人年命保険料についてそれぞれ次の質式に			配偶者の合計所得金額	900万円以	950万円以下			
	より計算した金額が生命保険料控除額になります。 (限度額70,000円)				48万円超 95万円以	下 33万円	22万円	11万円		
		一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受け			95万円超 100万円以		22万円	11万円		
		る場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額です。(限度額28,000円)			100万円超 105万円		21万円	11万円		
			(11) 配偶	者特別控除	105万円超 110万円	以下 26万円	18万円	9万円		
		支払保険料 控除額	ı '	110万円超 115万円	以下 21万円	14万円	7万円			
(5)	生命保険料控除	12.000円以下 支払保険料の全額			115万円超 120万円	以下 16万円	11万円	6万円		
10	240000000000000000000000000000000000000	新 12.001円~32.000円 支払保険料×1/2+6.000円			120万円超 125万円は	以下 11万円	8万円	4万円		
		約 32,001円~56,000円 支払保験料×1/4+14,000円			125万円超 130万円		4万円	2万円		
		56,001円以上 28,000円			130万円超 133万円以	以下 3万円	2万円	1万円		
		15.000円以下 支払保険料の全額 15.001円~40,000円 支払保険料×1/2+7,500円			扶養親族のうち					
		契 約 40.001円~70.000円 支払保険料×1/4+17.500円			① 16歳以上19歳未満の人		1 从	につき33万円		
		70,001円以上 35,000円			② 19歳以上23歳未満の人(特定)	扶養親族)		につき45万円		
			(12) #	夫養控除	③ 23歳以上70歳未満の人		1人	につき33万円		
		次により計算した金額が地震保険料控除額になります。			④ 70歳以上の人		同居する老親等 1人	につき45万円		
		① 地震保険			(老人扶養親族)	その他	の老人扶養親族 1人	につき38万円		
	U	前年中に支払った地震保険料の1/2相当額(限度額25,000円)								
(6)	地震保険料控 除	② 旧長期損害保険(平成18年12月31日までに締結したもの)			納税義務者の 2,400万	円以下 2,400万円				
		保険料のうち (5,000円までの部分の全額) + (5,000円を超える部	(13) #	基礎控除	当計所得並競	2,450万円1		Γ		
		分の金額の1/2) (限度額10,000円)			基礎控除 43万	円 29万円	15万円	なし		
Щ.		①+②= (限度額25,000円)	J L							

税額控除

市民税・県民税と所得税では人的控除額に差がありますので、これによる負担増の調整のため、

市 県 民 税 の 合計課税所得金額 ※	調整控除額(市民税3/5 県民税2/5)
	①、②のいずれか少ない金額の5%
200万円以下の人	①人的控除額の差の合計額
	②市県民税の合計課税所得金額
200万円超の人	《人的控除額の差の合計額-(市県民税の合計課税所得金額-200万円)》×5%
200/313/20/7	ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

※ 合計課税所得金額は、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※ 合計所得2,500万円超えの人は調整控除はありません

人的控	かい 日光 レン 在								
控除σ)種類	金 額	控除の種類		類		金 額		
障害者	普 通	1万円			納税義務者の合計所得金額				
控除	特 別	10万円	1 `			900万円以下	900万円超	950万円超	
江网	同居特別	22万円			300/JIJA I.	950万円以下	1,000万円以下		
寡 婦	控 除	1万円	#2/EB	北北	一般	5万円	4万円	2万円	
ひとり親	父	1万円	ELIDAE	配偶者控除老		10万円	6万円	3万円	
控除	母	5万円							
勤労学	生物学								
	工江州	1万円		15E	禺者の			_	
3,000	一般	5万円	特配		禺者の 所得金額				
扶 養			別配	合計序		550	458	258	
	- 般	5万円	別偶	合計 7	听得金額	5万円	4万円	2万円	
扶 養	般	5万円 18万円	別個	合計序 487 50万	所得金額 万円超	5万円	4万円	2万円	

●配当控除

						課税所得金額	1,000万円]以下の部分	1,000万	円超の部分
種	類						市民税	県民税	市民税	県民税
	利	益	の	2E	当	等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	外	負建等	以外(の証券	投資	信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外	. 貨 建	等証	券 投	資	信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※令和6年度以外の税額の算出については、各年度の地方税法によります。

※税法が改正されたときは、改正内容によります。

●住宅借入金等特別税額控除

- 前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した 金額に市民税は3/5、県民税は2/5の割合を乗じた金額
- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は 平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額 がなかったものとして計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

居住年	控除限度額				
平成21年~平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額×5% (最高97,500円)				
平成26年4月1日~令和3年12月31日	所得税の課税総所得金額×7% (最高136,500円)				
令和4年1月1日~令和7年12月31日	所得税の課税総所得金額×5%(最高97.500円)(※注)				
	税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年ま 及び特別特例取得を含む)又は特例特別特例取得に該 最高136,500円)」				

●寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出 し、合計額(寄附金の合計額が総所 得金額、退職所得金額及び山林所得 金額の合計額の30%を超える場合 には当該30%に相当する金額)が 2,000円を超える場合には、その超 える金額の県民税は4%、市民税は

6%に相当する金額 1都道府県、市町村又は特別区 に対する寄附金 2広島県共同募金会又は日本赤 十字社広島県支部に対する寄附:

	課税総所	割合			
	D4-15040151		円以上195万円以下		
		84.895%			
	19	79.79%			
	3:	69.58%			
	6	66.517%			
3	90		56.307%		
	1,8	49.16%			
		44.055%			
	O円未満	ſ	課税山林所得金額及び課税	1	90%
		Ĺ	退職所得金額を有しない場合	J	50%
	O円未満	ſ	課税山林所得金額又は課税)	地方税法に
金		l	退職所得金額を有する場合	J	定める割合

3所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附 金として広島県又は尾道市の条例で定めるもの

4特定非営利活動法人に対する奇附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する奇附金として 広島県又は尾道市の条例で定めるもの

ただし、1のうち特別控除の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、上表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5 に相当する金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額) をさらに加算した金額

●配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5